

公共用水域常時監視調査の効率化・重点化について

【水質測定計画の策定】

- 都道府県知事は、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を常時監視しなければならない。
(水質汚濁防止法15条第1項)
- 都道府県知事は、毎年、国の地方行政機関の長と協議して、当該都道府県の区域に属する公共用水域及び当該区域にある地下水の水質の測定に関する計画を作成するものとする。(水質汚濁防止法16条第1項)

毎年度の水質測定計画について水質測定計画部会(※)で審議し、大阪府が作成
※平成26年度計画以降は水質部会で審議

【課題・状況の変化】

- 新たな環境基準項目等の順次追加
(亜鉛、1,4-ジチオホル、ノルフェノール、LAS等)
- 大阪湾における水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定(H25.6)
→ 測定項目・測定回数的大幅な増加
- 高度な分析機器や高い精度の分析が必要な測定項目の増加
- 河川水質の改善
河川BOD達成率: 50% (H1) → 87.7% (H23)
- 土地利用の変化等に伴い、河川の流量が減少し、測定の必要性を見直すべき地点が出現

公共用水域常時監視に係る限られた資源を有効に活用し、的確な常時監視を維持するため
更なる効率化・重点化の考え方について検討

新たな効率化・重点化の考え方に基づき
平成26年度水質測定計画を策定

【国における水質常時監視に係る効率化・重点化に係る通知等】

- 水質モニタリング方式効率化指針(H11.4.30): 長年未検出の場合等の効率化を推進
- 事務処理基準の改正(H17.6.29): 効率化・重点化の規定を追加

【府における現在の効率化・重点化の考え方】

- 測定計画に規定する測定地点・測定項目・原則とする測定回数について適宜見直し
- 毎年度の地点ごとの測定回数の検討にあたっては、過去の検出状況等を考慮の上、健康項目等において効率化・重点化を行っている。(右記フロー図)

【検討事項(案)】

常時監視における課題や河川の状況の変化を踏まえ、次に例示するような事項について、更なる効率化・重点化の考え方を検討する。

測定計画における原則的な測定回数の見直し

例) 測定結果の評価方法を踏まえた測定回数の見直し、環境基準の追加等における測定回数の考え方の整理

測定地点・項目の見直し

例) 水量が著しく低下している地点について、下流の環境基準点へ集約化

水質等の状況を踏まえた効率化・重点化の見直し

- ・測定回数の設定・増減の対象項目の拡大等
例) 生活環境項目も対象とする、要監視項目等を測定結果から休止の検討対象とする
- ・水質測定の見直しと併せて底質測定も見直し

【検討スケジュール(案)】

平成25年7月8日 諮問
平成25年9月~10月 公共用水域常時監視における効率化・重点化の考え方について整理
平成26年1月~2月 平成26年度水質測定計画について答申

